

山梨県公報

号外第七十一号

平成二十一年

十月二十日

火 曜 日

目 次

- 富士川町の設置に伴う関係規則の整理に関する規則……………一
- 山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………二

規 則

山梨県規則第三十七号

富士川町の設置に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成二十一年十月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

富士川町の設置に伴う関係規則の整理に関する規則

(山梨県建築基準法施行細則の一部改正)

第一条 山梨県建築基準法施行細則(昭和二十六年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の三の表中、「市川三郷町 増穂町 畷沢町」を「市川三郷町」に、「以東の区域を除く。」を「以東の区域を除く。」 富士川町」に改める。

(山梨県県税条例施行規則の一部改正)

第二条 山梨県県税条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第五十三条の二の第二項中「増穂町」を「富士川町(平成二十二年三月七日における増穂町の区域に限る。)」に改める。

(山梨県行政組織規則の一部改正)

第三条 山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第三峡南地域県民センターの項、峡南保健福祉事務所の項及び峡南保健所の項中「南巨摩郡畷沢町」を「南巨摩郡富士川町」に改め、同表森林総合研究所の項及び

峡南高等技術専門校の項中「南巨摩郡増穂町」を「南巨摩郡富士川町」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年三月八日から施行する。

山梨県規則第三十八号

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年十月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則(昭和六十年山梨県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表山梨県交通安全対策会議の項の次に次のように加える。

山梨県メディカルコントロール協議会	専門委員	一 消防機関の職員 二 医療機関の管理者又はその指定する医師 三 診療に関する学識経験者の団体の推薦する者 四 県の職員 五 学識経験者その他の県が必要と認める者	専門の事項について調査すること。
-------------------	------	---	------------------

第四条第二項の表山梨県総合計画審議会の項の次に次のように加える。

山梨県メディカルコントロール協議会	一人
-------------------	----

第六条第一項の表山梨県総合計画審議会の項の次に次のように加える。

山梨県メディカルコントロール協議会	部 会
-------------------	-----

附 則

この規則は、平成二十一年十月三十日から施行する。

山梨県規則第三十九号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十一年十月二十日

山梨県知事 横 内 正 明
山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表中第二百九十七号の十二を第二百九十七号の十三とし、第二百九十七号の四から第二百九十七号の十一までを一号ずつ繰り下げ、第二百九十七号の三の次に次の一号を加える。

二百九十七の四 汚染土壌処理業許可申請手数料

別表第五百十六号の次に次の一号を加える。

五百十六の二 銃砲刀剣類所持許可認知機能検査手数料

別表第五百十八号の次に次の一号を加える。

五百十八の二 猟銃操作等技能講習手数料

別表中第五百二十三号の八を第五百二十三号の十二とし、第五百二十三号の二から第五百二十三号の七までを四号ずつ繰り下げ、第五百二十三号の次に次の四号を加える。

五百二十三の二 年少射撃資格認定申請手数料

五百二十三の三 年少射撃資格認定証書換え手数料

五百二十三の四 年少射撃資格認定証再交付手数料

五百二十三の五 年少射撃資格認定講習会手数料

附 則

この規則は、平成二十一年十二月四日から施行する。ただし、別表中第二百九十七号の十二を第二百九十七号の十三とし、第二百九十七号の四から第二百九十七号の十一までを一号ずつ繰り下げ、第二百九十七号の三の次に一号を加える改正規定は、平成二十一年十月二十三日から施行する。